平成21年(2009年)紀北町3月定例会会議録

第 4 号

招集年月日 平成21年3月5日(木)

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 平成21年3月18日(水)

応招議員

| 2番 | 中村健之 | 3番 | 近澤チヅル |
|-----|------|-----|-------|
| 4番 | 家崎仁行 | 5番 | 川端龍雄 |
| 6番 | 北村博司 | 7番 | 玉津 充 |
| 8番 | 尾上壽一 | 9番 | 平野倖規 |
| 10番 | 岩見雅夫 | 11番 | 入江康仁 |
| 12番 | 平野隆久 | 13番 | 島本昌幸 |
| 14番 | 中本 衛 | 15番 | 中津畑正量 |
| 16番 | 東 澄代 | 17番 | 松永征也 |
| 18番 | 垣内唯好 | 19番 | 奥村武生 |
| 20番 | 東 清剛 | 21番 | 谷 節夫 |
| 22番 | 世古勝彦 | | |

不応招議員

1番 東 篤布

地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

| 町 | 長 | 奥山始郎 | 副 町 長 | 紀平 勉 |
|-------|----|------|-----------|------|
| 収 入 | 役 | 川端清司 | 総務課長 | 川合誠一 |
| 財政課 | 長 | 塩崎剛尚 | 危機管理課長 | 中原幹夫 |
| 企画課 | 長 | 中場 幹 | 税務課長 | 平谷卓也 |
| 住 民 課 | 長 | 谷口房夫 | 福祉保健課長 | 五味 啓 |
| 環境管理認 | 果長 | 倉崎全生 | 産業振興課長 | 中村高則 |
| 建設課 | 長 | 山本善久 | 水道課長 | 村島成幸 |
| 出納室 | 長 | 長野季樹 | 紀伊長島総合支所長 | 橋本樹徳 |
| 教育委員 | 長 | 喜多 健 | 教 育 長 | 小倉 肇 |
| 学校教育語 | 果長 | 世古雅則 | 生涯学習課長 | 家崎英寿 |

職務の為出席者

 事務局長
 中野直文
 書記
 脇 俊明

 書記
 上野隆志
 総務課長補佐
 工門利弘

提出議案 別紙のとおり

会議録署名議員

13番 島本昌幸 14番 中本 衛

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

川端龍雄議長

皆さん、おはようございます。

定刻に達しましたので、開会いたします。

ただいまの出席議員は21名でありまして、定足数に達しております。

なお、1番 東篤布君より、風邪のための欠席との連絡を受けておりますので、ご報告いたします。

川端龍雄議長

これから本日の会議を開きます。

本日の日程につきましては、お手元に配布いたしました議事日程表のとおりであります。 朗読は省略させていただきたいと思いますので、ご了承ください。

川端龍雄議長

それでは日程に従い議事に入ります。

日程第1

川端龍雄議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第 119条の規定に基づき、本日の会議録署名議員に、

13番 島本 昌幸君

14番 中本 衛君

のご両名を指名いたします。

日程第2

川端龍雄議長

次に、一般質問を行います。

本日は、通告者のうち、岩見雅夫君、東篤布君、中津畑正量君、奥村武生君の4人の一般質問を予定していましたが、東篤布君が欠席のため、会議規則第61条第4項の規定により、通告の効力を失うこととし、本日の一般質問は3人といたします。

議員の発言時間は30分以内とし、持ち時間が残り5分になりましたら議会事務局長の机の前に黄色のカードを立て、質問者に対し周知することになっております。

一般質問の形式につきましては一問一答方式とするため、会議規則第55条のただし書きにより、質問の回数は特に定めないこととし、質問の方法については、最初に登壇し、通告した事項すべてについて質問していただき、執行部の答弁のあとは自席にて質問することを許可いたします。

それでは、10番 岩見雅夫君の発言を許します。

10番 岩見雅夫議員

皆さんおはようございます。10番 岩見雅夫、平成21年3月定例会の一般質問を行います。 今定例会におきます私の一般質問は、通告のとおり、

1つとして雇用確保、失業者救済に自治体の努力をという問題。

2点目は、紀北町で働く臨時職員の日額単価引き上げ。募集職員確保にふさわしい臨時職員の待遇改善を求める。

3点目は、紀北町水道水源保護条例について。

4点目として、損害賠償請求事件について。

この4項目であります。

いずれの問題も、現在の社会情勢、そして紀北町を取り巻く情勢の中で、最も緊急かつ重要な課題と考えておりますので、問題提起に対しまして的確な答弁を求めるものであります。 初めに、雇用確保、失業者救済に自治体の努力を求める問題であります。今、ご承知のように全国におきまして、雇用問題が大きな社会問題となっております。昨年の大晦日から1月5日まで、東京日比谷公園に開設されました年越し派遣村には、自殺をする場所を探してここにたどり着いた。あるいは藁にもすがる思いでしたと、いわゆる派遣切りによって働く場所と住居を一度に失った、追い詰められた人たちが300人以上も駆け込んだと言われてお

ります。

やがて、その人たちは 500人以上にも達しました。これが先進国、日本の光景なのか。そういう状態であったとテレビや各新聞が一斉に報道をいたしました。皆さんもご承知のように、ルールなき資本主義、アメリカから始まったこの新自由主義は、カジノ資本主義とも言われております。また博打経済とも言われておりまして、投機が横行し、実態のない経済のバブルが崩壊されたことによって、一気に世界的大不況に陥ってしまいました。

今、新卒の若者がせっかく就職が内定していたのに取り消されて、そして人生のスタート、生活設計すらできないという厳しい事態になっております。私たちも今年の1月の13日、議員団3人揃いまして、ハローワーク尾鷲、尾鷲公共職業安定所ですが、ここを尋ねました。この職業安定所の管内は、尾鷲市、紀北町、そして大紀町の錦であります。この管内の雇用情勢について調査をし、ハローワークの対応について聞き取りもさせていただいたところであります。今、この雇用、失業対策については、世論も真剣に対策を求めております。

日本共産党も国会の質問でこの問題を大きく取り上げまして、いわゆるこの派遣切り、非正規労働者の切り捨てを許さず、常に職を失った人々を救済するという運動は、あっという間に今、日本の最重要政策に位置付けられるようになっております。新聞の切り抜きをひとつ資料として引用させていただきますけれども、毎日新聞の今年の3月1日の社説、この中にもこの雇用、失業対策についての意見が述べられております。表題は「非正規を守る新たな安全網を」ということで、このように述べております。

雇用、失業情勢に改善の兆しが見えない。国、地方自治体は政策を総動員して、雇用不安を広げないための手立てを講じてもらいたい。同時に仕事を失った失業者への救済支援策も充実させるべきだ。不況の長期化による大量失業に備えて、雇用のセーフティネット、つまり安全網の拡充を図ることが急務であるというふうに新聞も報道しております。

私は、紀北町も自治体として雇用確保と失業者救済に力を尽くすべきであると思います。 その観点から具体的に次のとおり対応することを求めます。1つは、雇用確保、失業者救済 のため相談窓口を設置するという問題であります。

2点目は、生活保護の申請にあたっては、生活保護法、本来の姿を踏まえて、適切かつ機 敏な措置をとって生活を守るため、全力を尽くすということであります。この点について若 干私の入手した資料を配布させていただきましたので、参考にしていただきたいと思います。 雇用を打ち切られ、寮にも入れなくなり、住居を失った人には住居の斡旋を、この丸で囲ん だ3つの課題を具体的に求めますので、町長の答弁をお願いしたいと思います。 2点目は、紀北町で働く臨時職員の日額単価引き上げ、募集職員確保にふさわしい臨時職員の待遇改善を求めるという問題であります。資料として、三重県下各自治体の臨時職員の単価一覧表というのを配布させていただきました。それぞれの自治体における日額単価が出ておりますので、これも是非参考にしていただきたいと思います。

この単価表を見ますと、近隣の町村の中で、紀北町は残念ながら最も低い単価になっております。是非ともこの際、雇用確保にふさわしい日額単価の引き上げを求めるものであります。

3点目は、紀北町の水道水源保護条例についてであります。

条例制定にあたって、基本的には旧来の進んだ点、旧町時代のより良い点を取り入れて、 合併した新町にふさわしい最良のものを制定するようにということで、従来から求めてまい りました。今後の論議、6月定例会へ向けて準備が進められているということですが、今後 の論議を意義あるものにするために、重要と思われる次の点について質したいと思います。

通告は要旨ですので、詳しい点は述べておりませんが、この一般質問の中で、私は条例の目的、第1条の問題、さらに旧条例にありました町の責務や町民等の責務の問題について、第3条や第4条にかかわってくるんですが、これらに関して従来の条例の中にあった管理者の責務ないしは町長の責務、これを管理者の責務というのは旧海山町で明示されておりました。町長の責務というのは旧紀伊長島町条例で整理されておりましたが、今、論議の対象になっている新しい条例案には、いずれもこれが明示されておりません。この点に関係しまして、地方公営企業法では、第2条1項において、水道事業が謳われておりますけれども、いずれも管理者の設置や管理者の地位及び権限をどうするのかということが、企業法には書かれております。

この点について、新しいこれからつくろうとする紀北町の水道水源保護条例の場合、これらの点について、どのように考えておられるのか、この点をまず基本点を質したいと思います。条例の審議の場ではありませんので、いちいち細かい条文については述べませんけれども、こういった基本点について、町はどう考えておられるのか、この点を3番については質したいと思います。

4点目は、損害賠償請求事件の問題であります。20年の1月の17日に訴訟が行われた、いわゆる160億円の損害賠償請求事件は、訴訟救助の申立てを行ったため、これに対して津地裁、名古屋高裁とも却下をされ、現在、最高裁に抗告中であります。皆さんもご承知のとおりであります。

なお、この平成8年分に限定して弁論分離が認められたために1月の15日と、去る3月の16日に相次いで弁論が行われました。私も傍聴に参加してまいりましたけれども、今は訴訟によって原告、被告双方が主張を述べ合っているという段階であります。この裁判開始にあたりまして、現在の段階で広く町民の皆さん方にも理解を得ておくべき重要な問題があるというふうに私は考えております。

それは通告の中にも書きましたけれども、原告、有限会社浜千鳥リサイクルは、平成20年の1月の29日付けによりまして、訴状訂正の申立というのを行っております。訴状、当事者の表示について、当初、紀北町長奥山始郎とあるのを、被告、紀北町代表者町長奥山始郎というふうに訂正が申し立てられております。今、行われております津地裁の法定の開廷表を見ましても被告、紀北町、こういうふうになっております。私はここに形式の問題だけでなしに、本事件の本質が明らかになっているというふうに考えます。この点について、どれだけ町民の皆さん方が知らされているでしょうか。またご存じでしょうか。

もとより地方自治体、町はその主人公は町民であります。合併した圧倒的多数の町民の方々、町民によって構成されている地方自治体、紀北町そのものが被告とされて、そして代表者、奥山町長が被告席に座らなければならないという、この裁判であります。この真の姿を紀北町の皆さんにも十分わかっていただき、今後、町の英知を結集して対応していくべきであるというふうに、私は考えております。この本件についての今回の指摘、また現時点での町としての基本的姿勢を改めて質しまして、私の演壇からの第1回の質問を終わらせていただきます。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

おはようございます。岩見議員のご質問にお答えいたします。

昨年秋以降の世界的な金融危機は、すでに景気後退が始まっていた先進国の経済をさらに 悪化させ、中国などの新興国経済も巻き込んで、日本においても自動車や電気機械など、輸 出製造業を中心に大幅な減産に追い込まれており、雇用への悪影響が大きく報道されていま す。

先月公表されました三重県内の1月末現在の雇用状況は、新規求人倍率が0.71倍と1年前の2.1倍と比較して3分の1に、有効求人倍率も0.69倍で、1年前の1.39倍と比較し、2分の1に激減しております。そのような中であって、紀北町を含む尾鷲公共職業安定所の状況

は、新規求人倍率が1.31倍、有効求人倍率0.94倍と他の地域と比べ、比較的緩やかな減少で推移しております。数字を見る限りでは、今回の不況よる雇用情勢について、輸出関連の産業が少なく、雇用の機会が多くない状況で比較的安定しているこの地域では、現時点において大きく雇用状況が悪化し、失業者が急増している状況は示していないことから、雇用確保、失業者の救済について、緊急に対応を迫られている状況にはないと考えています。

しかしながら、当町を含む東紀州地域については、以前より雇用機会が少ない地域でもあり、雇用の確保対策については常に念頭においているところであります。

また、2008年10月から12月の国内総生産(GDP)が、速報値で実質GDP成長率マイナス12.7%の大幅な減少を示し、戦後最大の経済危機とさえ言われています。政府においても、景気の下降局面が長期化、深刻化するおそれが高まっているとしていることから、今後、当地域の雇用情勢の悪化の状況によっては、緊急に対応が必要となることも想定しておく必要があると考えております。

このことから、雇用確保、失業者救済のための相談窓口等については、現在、産業振興課 及び産業建設室で対応することとしておりますが、雇用情勢が急速に悪化する場合には、雇 用確保対策に加え、生活支援、住居対策など適切かつ機敏に対応するため、臨時的に相談窓 口の強化を図ることも検討する必要があると考えています。

また、生活保護の取り扱いや失業者の方で住居を失われた方への対応についても、状況を 十分把握したうえで、国、県の方針等に従い、適切かつ機敏に対応していく所存であります ので、よろしくお願いいたします。

次に、臨時職員の待遇改善についてのご質問ですが、臨時職員の賃金の改定につきましては、社会情勢の変化により、貸金単価の見直しを行っていくということが合併前から決められております。しかしながら、合併後におきましては、一般職の給与の引下げ勧告等があり、臨時職員の賃金改定を見送ってきております。

また、平成20年8月の人事院勧告の中で、府省や官署によって給与の決定方法が異なっていることや、雇用期間や任用形態の問題及び常勤職員との待遇の不均衡等が指摘されていることは、私も認識いたしております。こういった諸問題に対して、国におきましては、非常勤職員のあり方についての指針を策定するとのことでありますので、平成21年度当初予算におきましては貸金改定を見送っておりますが、その指針が示されれば、社会情勢の変化等も踏まえ、臨時職員の業務内容や職種等、さまざまな観点から待遇改善につきまして、それに応じて検討していきたいと考えております。

次に、給食センター職員の確保につきましては、子どもたちが安全で安心できる、栄養価の高い給食をつくることができるよう、国の厳しい衛生管理基準に基づき、調理、配送及び清掃等の全過程を把握させるため、昨年4月に給食センター専従の栄養士を配置し、臨時調理員12名体制で、より安定した給食業務の運営を図っているところであります。

次に、紀北町水道水源保護条例案につきましては、去る2月24日、議会全員協議会で、議員の皆様にご説明させていただきましたが、この条例案につきましては、町民の皆様に、いつ、いかなるときにでも、安全で安心のできる水を安定的に供給していくことができるよう、町の水道水源を守るためのものであります。

今回、条例の改正にあたりまして、暫定施行中の旧両町の水道水源保護条例を基本に作成したものであります。この条例の第1条、目的につきましては、水道法第2条第1項の規定に基づき、同条例の解釈、運用を行うにあたっての基本精神を規定したものであり、水道水質の汚濁の防止と、水源を枯渇をさせないという意義を明らかにするもので、議員のおっしゃるとおり、大変重要な意義を持っているものであります。

この条例の中で、町長の責務については、第3条のですね、町の責務の中に、町長の責務 を含めていると考えております。

それから、議員がおっしゃった公営企業法第7条、第8条の管理者に関することにつきましても、町長が管理者を務めるという考え方でおります。

損害賠償請求事件についてお答えいたします。

業者が平成20年1月17日に、津地裁に提出済みの訴状の当事者の表示について、被告、紀北町丁奥山始郎とあるのを、被告、紀北町代表者町長奥山始郎に訂正する旨の訴状訂正の申立を、平成20年1月29日付けで行っております。これは平成16年に成立した行政事件訴訟法の一部改正により、新規で訴えの提起をする場合の表示方法、被告適格については処分を行った行政庁、各省庁の大臣や長官、地方公共団体の首長などから、処分した行政庁の所属する行政主体、国または公共団体に変更されたことによる訂正であると思われます。このことにつきましては、本年3月1日発行の「広報きほく」3月号で損害賠償請求事件の特集を組み、町民の皆様に訴訟の概要等を報告させていただきましたが、その中で、業者が紀北町に対して、国家賠償を請求したこと、訴状の被告の表示が紀北町長奥山始郎から、紀北町代表者町長奥山始郎に訂正されたことを掲載させていただいております。

裁判の現状でありますが、損害賠償請求事件につきましては、請求の一部、平成8年度分を分離した分離事件の第2回口頭弁論が今月16日に津地裁で開かれ、また訴訟救助付与申立

事件につきましては、今後、最高裁で許可、抗告、申立の審理が進められることと思いますが、これらの審理の状況に応じて、「広報きほく」等で経過等を説明させていただき、町民の皆様のご理解、ご指示を得られるようにしていきたいと考えております。

町といたしましては、業者側の損害賠償請求に対して、訴訟代理の弁護士、代理人の弁護士の方々と十分協議をしながら、適正な主張、立証を行い、勝訴に向け最善を尽くしてまいります。以上でございます。

川端龍雄議長

岩見雅夫君。

10番 岩見雅夫議員

それでは4点ありますので、一つずつですね、順に再質問をさせていただきます。

最初の失業者救済の対応の問題ですが、一応、民間の新聞の社説を引用させていただいたように、これは国の問題であるとかいうような形でですね、看過できない問題でありますので、是非とも地方自治体として、この新聞にも述べておりましたように、今、総力を挙げて取り組むべき政策課題だというふうな位置付けがあります。そういう点で、十分にですね状況に対して対応できるような体制をとっていただきたい。これが質問の趣旨であります。

私たちもハローワークでいろいろ聞き取りをさせていただきまして、直接ですね、今この管内の地域でこういった緊急事態が発生している。あるいは届出がされているという事態はないということは聞いてきました。しかし、ハローワークの責任者の話でもですね、やはり3月になれば、特に年度末の段階で、こういった事態がですね、この地域でも十分に出てくる可能性がある。こういうことが言われておりました。発生してから受け皿を構えるというふうなことではですね、遅れをとりますので、是非ともこの相談窓口設置の問題を含めて、十分な対応をお願いしたいと思います。

さきほどは省略しましたけれども、三重県の対応についてですね、ひとつここで報告をしておきます。失業者支援に相談窓口開設というのが、三重県で行われております。これは新聞の記事ですけれども、雇用情勢の悪化を受けて、三重県は失業者の生活と就業を支援する福祉総合案内、相談窓口を2月の23日から県社会福祉協議会、県の社会福祉会館内にあります。これに開設するとともに、解雇などで一時的に生活維持が困難となった人への医療費支払いなどのつなぎ資金として、上限10万円の緊急小口貸付けを同日から実施します。こういうふうに決定をしております。

これはいろんな県議会段階での要求や、是正措置をしてきたことが実っての実施措置であ

ります。そしてこれ町にも関係があるんですけども、そのあとにですね、相談窓口は平日の 午前9時から午後5時までと、そして緊急小口貸付けについてはですね、現住所に6ヵ月以 上住んでいる人が対象になっているということで、各市町の社会福祉協議会で申し込みを受 付けますということが、新聞に報道されております。

この点になりますと、町の社会福祉協議会でもですね、こういった申し込みがあった場合には受付けるということになっておるんですが、こういった事例は行われているんでしょうか。あるいはこういう体制がですね、県の窓口開設によって必要になっておるんですが、このことは町のほうとしてはご存じでしょうか、この点についてまずお聞きをいたします。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

各市町のですね、社会福祉協議会で受付けるということについては、担当課長に答弁させます。

川端龍雄議長

五味福祉保健課長。

五味啓福祉保健課長

お答えします。この問題につきましては社会福祉協議会のほうでですね、受付けということで、普段でも小口の貸し付けも同時にやっておるということを聞いております。

川端龍雄議長

岩見雅夫君。

10番 岩見雅夫議員

それでさきほどの町長答弁ですけれども、しかしながらということで、こういった事態が発生するかもしれないからですね、相談窓口として産業振興課で対応できるようにするということでしたが、もう少し具体的にですね、例えば相談窓口の看板を設置、看板というのですか受付けの状態が明らかになるように、窓口の設置を実際にされているんでしょうか。その点について、現状をですね、ひとつ明確にしていただいて、今回の私の提案に対して具体的にどのように対処されるか、もう少し明確な答弁をお願いしたいと思います。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

このように本町と総合支所に室と課を開設しておりますけれども、看板は立っておりません。しかしながら、そういう該当する方々にわかりやすいような方法を考えていきますし、またその内容については県のほうともよく指導を受けてですね、勉強して対応していきたいと思います。

川端龍雄議長

岩見雅夫君。

10番 岩見雅夫議員

是非ですね、町民の方があそこへ行ったら相談に乗ってもらえるということがですね、明らかになるように周知も図っていただきたいし、そういう体制をとっていただきたい、このように考えます。

それでですね、この件に関連しまして、若干の資料も配布させていただいたんですけれども、今一番重要な問題はですね、今回の派遣村によってですね、行われた行政の対応、これはもともと生活保護法の本来の姿を示しているもんであって、決して特異なものではないということがですね、厚生省のほうからも十分指導されておりますし、この点について重要と受け止めてですね、市町村段階でも対応するようにというのが、指導がされております。

私のいろんな資料でですね、入手したものによりましても、厚生省の総務官から各県の福祉部長あてにですね、指導がされておりますし、また県のほうからは、これは市の福祉事務所段階ですけれども、具体的な文書を発送してですね、支援についての周知がなされております。特に担当は福祉保健課になるかと思うんですけれども、この生活保護の申請にあたっては、住所がなくてもですね生活保護は利用できるという問題、それから生活保護法の24条によって、これは即日でもですね、保護の決定はできるというふうなことがあります。

この重要な住所がなくてもという問題、即日でも保護決定はできるんだという問題、こういったですね、生活保護法の本来の姿に立ち返った対応が必要になっておると思いますが、そういった点でですね、新たに今の情勢を受けて、町としてですね、こういった問題についての受け止め方というのですか、構えは論議されているのかどうか、また福祉関係についてですね、そういうことを十分指示されているかどうか、その辺について町長の考えをお聞きします。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

議員が、今申されたようにですね、生活保護についての範囲が新聞等の報道機関でですね、 見るときには大変その広範囲に対応できるということは、私も少しわかってまいりました。 そのような事態があればですね、その法律が許せる範囲内でですね、最大限努力をしてまい りたいと思っています。

川端龍雄議長

岩見雅夫君。

10番 岩見雅夫議員

これはですね、現在の法のもとでもですね、こういった形はですねとれると、またとるべきであるというふうな指導の問題です。それでこれは今回の特異なケースとしてですね、対応されたということやなしに、これが生活保護法の本来の姿なんだということをですね、是非、受け止めていただいてですね。対応の課も含めてお願いをしたいと思います。

滋賀県の自治体において、この問題に取り上げた毎日新聞の記事があるんですけれども、2月の16日の夕刊にですね、生活危機という問題で出されております。派遣切りで職も住居もなくした男性に滋賀県内の市がですね、身を寄せる公園を住所として生活保護支給を決めたと、それでこれはですね、この公園を住所としての受付けは県内では初めてのケースであるが、市職員らはアパート探しや寝具を揃えるのも手伝ったといい、野宿者の支援団体は、行政がそこまで踏み込んで手助けをするケースは聞いたことがないと評価をしていると、市職員はですね、公園での生活は過酷であると、人間として見捨てるわけにはいかなかったということを話しているというのが、新聞の記事にですね、このように出ております。こういった姿勢でですね、是非とも取り組んでいただきたいと思います。

続いて、2点目の臨時職員の単価引き上げの問題ですが、簡単な資料ですけれども、事務補助職員の報酬、費用弁償等の臨時任用職員の実態の表がですね、ちょっと配布させていただきました。報酬の基本額のところにですね、日額が出ております。町村単位のものです。見てもらったらおわかりのようにですね、日額単価は大紀町が6,200円、南伊勢町が6,000円、紀北町が5,800円、御浜町が6,000円、紀宝町が6,700円、こういう形でですね、どの市町村にも紀北町が劣っているというんですか、低い単価になっております。

1時間当たりの換算額につきましてもですね、725円という紀北町の実態は最低であります。いろいろ常勤職員とのですね、バランスの問題も言われましたけれども、今、官製のワーキングプアとか、あるいは公務員の中にもですね、非正規の労働者の問題があるということが、テレビでもですね盛んに報道されております。非常に重大な問題であるというふうに

考えております。是非ともですね、近隣の町に劣らないだけの最低限の努力でもですね、せめてお願いしたいと思いますし、町は努力すべきだと考えますが、その点についての町長の考えをお願いします。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

今、お示しいただいたこの時給 725円は、割増賃金を含まない額ですね。でありまして、 紀北町では夏期と冬期に年間40日分の割増賃金を支給しておりますことからですね、それを 加算して計算した場合には、時給 843円となり、他の市町と比較しても劣るものではないと 考えております。

ですから、こういうような内情もお伝えしながらですね、議員が申されたようなことにも、 今後もよく比較、配慮しながら対応してまいりたいと思います。

川端龍雄議長

岩見雅夫君。

10番 岩見雅夫議員

時間が迫ってきましたので、少しあとの問題についてですね、大事な点に絞って触れてお きたいと思います。

水道水源保護条例の問題ですが、私は提起したのはですね、この今回の条例案によりますと、町の責務とかですね、町民等の責務が出されておるんですけれども、管理者の問題がですね触れておりませんので、これでいいのかどうかという疑念を持ちました。公営企業法との関係でですね、管理者というのを設置するのかどうかという問題があります。また設置、例えばしなかった場合でもですね、町長がこれに代わるわけですが、その場合に町長の責務というのを明定する必要がないのかというふうな点を感じましたので、まずこの点について、これから議会での論議も行われると思いますので、万全を期すという立場からですね、是非、執行部としても検討をお願いしたいというふうに考えます。

それから、損害賠償請求事件の問題は、さきほど申し述べたのはですね、私の基本的な考えです。いよいよ裁判が分離弁論という形であれですね、開始をされておりまして、ますます重要になってくると思います。私は被告が紀北町という形はですね、とりもなおさず町民全体がですね、深刻にやはり受け止めなければならない裁判になっている。こういうことを是非、指摘をして、今後、この問題についてもですね、行政も議会も、そして町民の皆さん

も一体となって対応していく、厳粛に取り組んでいくということをですね、強調して私の一 般質問を終わらせていただきます。

川端龍雄議長

以上で、岩見雅夫君の質問を終わります。

続きまして、15番 中津畑正量君の発言を許します。

15番 中津畑正量議員

皆さん、おはようございます。議長の許可を得まして一般質問をさせていただきます。 大きく分けて2つに分けてありますが、1つには、老人ホーム赤羽寮の民営化について、 町長、副町長、担当課長にお伺いします。

先般の2月19日の全協で説明されました老人ホーム赤羽寮民営化について、旧長島町の運営検討委員会が特別養護老人ホーム、これを民営化し、養護老人ホームは公営で運営という答申が出され、資料を出されたところであります。旧長島町議会全員協議会において、私も参加しておりましたが、特別養護、養護の2つの施設を併設運営のメリットが本当に大きなものがあるということで、全員協議会においては民営化すべきではないという意見が多くあったのを、私は記憶しているものであります。現在の赤羽寮は老朽化が激しく、建替えの時期にきていると私も考えますが、それに対して以下の点について順次お聞きします。

1つには、民営化にする場合、参入団体の条件というものはどういう条件があるのか。

2つ目には、町内に参入できる資格のある団体はいくつあるのか。

3つ目には、町内で参入する民間団体の名前が、現実に固有名詞があちこちであがっております。これは単なる風評と思いますが、町長、副町長は業者と参入の話をしたことはないのかどうか、この点を明確にご答弁願たい。

4つ目には、入所者状況、公設公営、民設民営の良い点、悪い点、これは資料等も出されて全協で出されましたが、この本会議でご答弁を願いたい。

2つ目には、平成21年度所信表明についてお伺いをいたします。

行財政改革をはじめ、緊急に実施すべきものや、生活に直接かかわる施策を表明されておりますけれど、具体的に4つ、5つお聞きいたします。

1つには、交通通信体系の整備について、新町建設計画の中でも交通の不便な地域や、バス路線空白地域における自主運行バスの導入を推進しますと明記されています。今までの何人かの質問の中でも巡回バス運行については検討するという答弁を、町長はされておりますけれど、高齢化がどんどん進む中で、町内でバスを求める声が依然として強くあります。ど

のような検討を今日までされているのか、お伺いをいたします。

2つ目には、高齢者福祉事業として安否確認も兼ねた配食サービスを行っておりますけれ ど、現況の状況をお伺いいたします。

3つ目には、有害鳥獣対策では、鳥獣害防止総合対策事業を推進するとありますけれど、 このことについて具体策をお伺いいたします。

4つ目には、スポーツ振興では、各団体の指導者や父兄の努力により、東海大会や全国大会に出場し、活躍されておられる中、選手や関係者の財政的な負担が大きくなっております。 全国大会、東海大会に出場する選手に対する補助金の見直しをすべきであると考えますが、 町長の考えをお聞きします。

以上の点には、本会議の最初の質疑の中でも、毎回指摘されるところでございますけれど、 この点について、今日、明解なご答弁を願いたい。

最後に、合併協定書にある新町の事務所の位置について、初代の紀北町の町長として、また協議会の中で、旧町の町長の責任として、協議会副会長を務められた町長、所信表明の中にこの問題が触れられていないのはなぜなのか、町長の考えをお聞きします。具体的には自席でもって町長の順次お答えを、お考えを、是非聞かせていただきたい。そのように思います。

自席にて、再質問をいたします。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

中津畑議員のご質問にお答えします。

まず、老人ホーム赤羽寮民営化についての第1点目、民営化する場合、参入団体の条件はについてでありますが、今のところ県内に事業所及び事務所を有し、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設を経営する社会福祉法人、あるいは社会福祉法人設立意思のある医療法人としてはどうかと考えております。老人福祉法の第15条の規定により、県や市町村以外に老人ホームの設置ができるのは、社会福祉法人のみとされていますが、県内の民営化を図った町の例を調べたところ、介護老人保健施設を運営する医療法人も、その受け皿としては貴重であることから、老人ホームの経営の意思があり、決定後、社会福祉法人の認可取得が可能な医療法人も含めて対象としていることから、本町も医療法人も含め、地域の範囲はいろいろな考え方がありますが、よりよい条件提示を考えますと、公募範囲は広く設定する必要が

あるのではと考えております。

しかし、これにつきましては、まず民営化することに議会のご理解が得られてから、もろもろの公募の条件など、公募要領についてもあらためて議会と協議をしながら決定していきたいと考えております。

2点目の町内に参入できる資格のある団体はいくつあるのかにつきましては、さきほどの 考え方に当てはめますと、社会福祉法人では特養老人ホームみやま園を経営している菊寿会、 医療法人では、老健施設菖蒲園を経営している慈心会、同じく老健施設輝(きらり)を経営 する斎寿会回生病院の3法人ということになりますが、尾鷲を含めますと、社会福祉法人長 茂会、同じく社福祉法人愛友会があります。また、県内では特養老人ホームを現在経営して いる法人数としては、70から80法人はあると思われます。

3点目の業者と参入の話をしたことはないかについてでありますが、民営化を検討するにあたり、情報収集という意味からいくつかの法人とお話させてもらったことはあります。また、本年度が当面の検討期間としての最終年度であるという情報をキャッチしていて、たずねてみえる法人もございます。

しかし、これまではまだ具体的なことは何も決まっておらず、ましてや議会へも民営化の 方針を伝えていない中のことであり、特定の思い入れをもって、あたかも移管先のあたりを つけているかのような行動は、私はもとより副町長、収入役についても断じてとっておりま せんので、ご理解をいただきたいと思います。

4点目の入所者状況、公設公営、民設民営の良い点、悪い点についてでありますが、まず現在の赤羽寮の入所者の状況としましては、養護は定数50名に対し、入所者39名となっており、1年ほど前からこのような定員割れ傾向が続いております。その要因としては、介護保険の充実により在宅での対応が以前よりできるようになってきたということと、もう1つは、施設の老朽化、個室化の遅れも影響しているかもしれません。特養については定員いっぱいの50名が入所しており、入所を待つ待機者の数も現在41名となっております。

次に、運営手法別のメリット、デメリットについてでありますが、まず公設公営のメリットとしましては、一般的には入所者や入所希望者に安心感を与えることができるという点でありますが、デメリットとしては、やはり施設の改築や、職員の人件費の高騰などにより、町財政が圧迫されるという点であります。

片や、民設民営の場合のメリットは、何と言っても施設の改築にかかる町負担が要らない という点であり、民間のノウハウを導入することにより、入所者にとって違ったサービス提 供が期待できる面もあります。直接のデメリットということではありませんが、問題点としては職員の配置転換が必要となるという点があげられます。

次に、巡回バスの運行についてでありますが、以前より議員の皆様や住民の方々から、町 内巡回バスについてのご提案をちょうだいしておりまして、企画課を中心に福祉保健課、学 校教育課の3課で町内の生活交通に関して、検討を重ねております。

これまでバス路線等の現状把握や近隣の状況調査、道路状況、運行方式、道路運送法などの研究調査を進めながら、地域の交通体系に詳しい方のご協力をいただき、町内巡回バスの検討を行っております。

このような状況の中、三重県におきまして、国の2次補正予算を活用した生活交通に関する補助制度が創設されましたので、この事業をさっそく導入し、町内の交通体系の整備についての調査、研究及び計画策定などに着手すべく、その経費 200万円を平成20年度補正予算に計上させていただいております。

なお、この事業を進めるにあたり、バス事業者や地元の住民、関係機関で組織する地域公共交通会議を立ち上げ、ご意見をちょうだいしながら、その中でバス事業者の一般路線や広域幹線、福祉バス、スクールバス等も含めた町全体の持続可能な生活交通確保のための調査、研究、計画策定をしていきたいと考えております。

町内巡回バス等の交通体系の整備は、少子高齢化、過疎化が進む本町にとりましては、重要な施策と考えており、まず町内全般の交通体系の基本計画等を策定し、その後、さまざまな課題を解決しながら、事業を進めてまいりたいと考えております。

次に、配食サービスについての現状でありますが、この事業は一人暮らしの高齢者で、調理が困難な方を対象に、栄養バランスのとれた食事を提供するとともに、高齢者の安否確認を目的として実施しているものであります。

食事の調理業務につきましては、海山区2業者、紀伊長島区2業者の合計4業者に委託し、また配達業務につきましては、海山区が地区別に2業者、紀伊長島区につきましては食事の調理業者に配達業務もあわせて委託しております。利用者数は平成20年度の実績見込みでは、紀伊長島区31人、海山区33人の合計64人でありまして、ピーク時の136人から比べますと確かに減少しております。

その要因としましては、利用者の食の好みの問題もあったり、介護保険の生活援助サービスを活用される方もあったり、さまざまでありますが、本事業は、ただ食事を配達するということだけではなく、一人暮らしの利用者の安否確認等の目的を持ったものでありまして、

今後も民生委員の方などを通して、配食サービスの利用が必要とされる方に申請をすすめて いただくなど、さらに制度の周知に努めてまいります。

次に、鳥獣害防止総合対策事業の具体策についてでありますが、有害鳥獣による農林水産物への被害は、町内全域において発生し、甚大な被害を及ぼしています。このようなことから、町においては、電気柵などの設置費用への補助、猟友会による捕獲駆除により被害防止に努めていますが、期待しているほどの効果には至っておりません。こうしたことが、生産者の生産意欲の減退につながっております。

こういった状況を踏まえて、計画いたしました本事業は、鳥獣被害防止特別措置法に基づいて、市町村が被害防止計画3年計画を作成し、市町村、農林漁業団体、猟友会団体等で構成する地域協議会を立ち上げ、事業実施主体の協議会が単年度の事業実施計画を作成し、これに基づいて、鳥獣による農林水産物等の被害の防止に努めることを目的としています。事業には、ソフト事業とハード事業があります。

当町では、鳥獣害防止総合対策事業の中のソフト事業では、推進交付金を活用して事業を 実施してまいります。この推進交付金は国が 100%負担する、単年度あたり最高 200万円の 定額補助金です。この事業内容は技能研修会、狩猟講習会への参加、鳥獣の生息状況調査、 箱わな等の捕獲機材の購入、猟友会等への捕獲委託経費などに充てる個体数調整事業、また 被害情報マップ、パンフレットの作成等への被害防除等に活用できる事業でございます。

今年度は、事業として、箱わな等捕獲機材の整備を中心に実施し、猟友会や被害地区と緊密に情報共有しながら、駆除や追い払いを推進してまいります。

次に、全国大会、東海大会選手派遣補助金につきましては、平成19年度団体3チーム、個人42人に対して60万5,000円助成をしております。また、平成20年度も昨年度よりも、さらに多くの個人やチームが全国大会や東海大会で活躍しており、団体5チーム、個人62人に対して89万5,000円助成をする予定で、今回の補正予算に39万5,000円を予算計上しています。このように多くの方が活躍していますのは、選手はもとよりスポーツクラブの指導者の熱心なご指導の賜だと思っています。

現在、この補助金は開催場所によって異なりますが、全国大会個人は1万円から2万円、団体は3万円から4万円、東海大会個人は5,000円から1万円、団体は2万円から3万円となっており、毎年、当初予算に50万円を計上しています。しかし、全国大会、東海大会に出場する団体や選手が多くなり、予算が不足した場合は補正予算をもってですね、対応しています。

議員質問の各団体の全国大会、東海大会に出場選手に対する補助金の見直しをとのことですが、団体出場 1 人当たりの助成と個人出場との格差につきましては、今後、現状を十分把握しまして検討してまいりたいと考えております。

次に、合併協定書にある新町の事務所の位置の項目に対する私の考えについてでありますが、合併協定では合併後5年以内に新庁舎の位置を紀伊長島町内の国道42号沿線で、防災面、経済性、利便性、発展性にすぐれた適地に定めるとされており、この項目の取りまとめに関しては紆余曲折があったものの、旧両町が互譲の精神を持って決断された結果であったと拝察いたしております。

合併協定は、議会、行政、住民などの代表で構成された法律に基づく合併協議会で決定されたことであり、その中でも本庁舎移転は最も重要な約束事であると認識していますので、いろいろな課題を克服しながら本庁舎移転を推進していくことが、紀北町長としての責務であると思っております。本庁舎移転につきましては、相賀小学校の改築や紀北中学校の移転など、学校の耐震化の問題もありますが、議員の皆様と協議を行いながら事業を進めていきたいと考えております。

川端龍雄議長

中津畑正量君。

15番 中津畑正量議員

それでは、順次、町長にご答弁をお願いしたいと思います。

1つには、赤羽寮の関係ですが、私はこの1、2、3、4と聞いたのは、この民営化を賛成という立場では決してありません。ただ、今決まっているのは、何も民営化すると決まっていないということで、新聞報道等の報道もありましたけれど、事実は何も決まっていない、ただ、議会に全協でこういう方策を考えているということぐらいの判断をしておるんだと、私は思っております。

それで、1番、2番の件について順次質問するわけですが、この民営化に参入団体の条件というのは、医療法人、医療福祉法人、これがこの資格を持った方だと、今後、設立の意思のある団体、例えばグループを組んで設立をしようと、その申請をして参入したいと思う方もおられるかもわかりませんが、そういう方も含まれるということでいいんですね。この参入する団体の条件というのは、そこが聞きたいわけです。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

その決定後ですね、社会福祉法人の認可の取得が可能な医療法人がいいと思いますけれど も、可能で取得できる団体であれば、これは考慮できるものではないかと思ってます。

川端龍雄議長

中津畑正量君。

15番 中津畑正量議員

1番、2番共通する点があるんですが、町長のさきほどの答弁、町内にもいくつかその資格と言いますか、そういう社会福祉法人の資格を法人格を持った団体があるというのは、よくわかりました。ただ、私は今ここで聞きたいのは、町内の中ではですね、固有名詞を出してもう決まっているんだという話があるんです。そういう意味では、町長、副町長に対して、僕はっきり答弁していただきたいのは、そういう事実はありませんと、ただ、こういう新聞報道やらニュースを見て、紀北町では民営化を考えていると、それで営業にくる団体が県内外からもあろうかと思いますが、そういう点ではそんな突っ込んだ民営化をしますんで、今後というような話まではやってないと思うんでですね、そこのところは明解に町長、副町長の答弁をいただきたい。そういうことは一切ありませんということになるんだと思うんですがね。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

さきほど演壇でも申し上げたとおり、今、議員がおっしゃった、指摘されたようなことは ございません。

川端龍雄議長

紀平副町長。

紀平勉副町長

赤羽寮の民営化につきましては、さきほど来、町長がお話させていただいておりますように、まだ民営化というものは決定されたものではありません。民営化に向けていろいろ事務 当局としては作業を進めているところでございます。

そういった中でですね、その業者を決めるという行為も我々はありませんし、それから先 般お話しましたようにですね、もし仮に民営化というお話になってですね、業者を決めるに あたっても公募ということになりますので、今の段階で決めると、そういう話はありません し、町長申し上げましたとおり、そういった話は、いろいろ営業にはみえてお話は伺う、こ ういったところを経営していますというお話を聞いたり、情報収集はしたりはしております けども、そういった今の段階で決めているということは一切ございません。はい。

川端龍雄議長

中津畑正量君。

15番 中津畑正量議員

4番目の入所状況に入ります。今の答弁で、風評は完全に打ち消されたと私は認識しましたんで、それは町民の方も誤解されないだろうと思います。

入所者状況の中でですね、この町長、資料をいただいた中ではですね、紀北町の町民の皆さんが、利用している率というのは特養、養護含めて94%近くになるわけですね。町外の人が本当に少ない。町内の高齢者の方がこのホームを利用している。そういう点ではですね、民営化のほうがサービスが云々とか、経費の問題、そういうことがありましょうが、本当に胸を張って町立の老人ホームだというようにですね、今まで何ら風呂の改修、廊下の改修、配管の改修等私も見てきましたけれど、もっと手を加えてですね、住みやすい終のすみかというたら語弊がありますけれど、利用するお年寄りの方が快適に住まわれるように、もう少し手を入れていくべきやなかったんか、そういう意味では、もっときちっとしたリニューアルを考える余地があるんではないか、そういう検討されたのかどうか、その点をひとつ聞いておきます。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

できるだけですね、快適な空間をつくるよう、しかも安全であることが第一であると思って、これまで改修を進めてきたわけでありますけれども、16年の水害でもあそこは浸って、廊下が傷んでおりますし、いろんなことがあってですね、近いうちには改築が必要であるということであるんで、そのことは昨日も申し上げましたけれども、厳しい町の財政にとっては大変荷が重いなと思ってます。

川端龍雄議長

中津畑正量君。

15番 中津畑正量議員

これは老いというのは、誰しもがずっとたどっていく道ですから、町民の方の90%を超す

人が利用しているこのホーム、私のお袋も随分お世話になりましたけども、そういう意味ではね、本当にいいホームだと、うちの村からも何人か行ってみえますけど、いいところだという評価をいただいているわけなんですが、今後、民営化ということについてはですね、もう少し考える余地があるんではないか、この特養、養護併設運営についてもですね、本当に経営的には随分助かる部分があるんではないか、依然として。同じ旧町時代と何ら変わらないこの運営方法だと思いますんでですね、そこら辺で今後本当に胸を張った町営だと、全国でもまれだというようにですね、紀北町はいいホームを持っていると、そういう胸を張って言えるようなホームに今後リニューアルも考えて、また改築も考えてですね、是非、提案をしていただくことを要望して、この質問については終わりたいと思います。

2つ目に入ります。所信表明の中でですね、巡回バスの運行について、これは第2次補正が通ったということでの200万円を使って、今後、具体的に検討していきたいという町長の説明がありましたけれど、この件についてはね、近隣の市町のほうも随分充実さすように、機能的にも利便性を本当に図るように改善されております。新聞等でも見るのでですね、町民の方も交通の不便なとこに住んでいる方、特にお年寄りの方はバスはどうなってんのというような話を聞きますが、町長、この是非、実行に向けてですね、この巡回バス、大変町としては地域が広くなりましたんでですね、いろいろ考える困難なとこもあろうかと思いますが、是非、そういう点で町長の考え方、重要な施策として考えているということですので、それ以上はないと思うんですが、ひとつそこの決意をお示し願いたいと思います。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

高齢者や身体のご不自由な方、あるいはまた子どもたちの交通弱者といわれる方々がですね、病院や駅、スーパーなど、あるいは商店、役場などに1人で自由に行くことができるような、誰にもやさしい生活の交通の充実を目指して、努力したいと思っております。

川端龍雄議長

中津畑正量君。

15番 中津畑正量議員

この巡回バスについてはですね、特に町長といろいろお話させてもらったり、企画と話させてもらったりした長島区におられたこの走らせる会という、Hさんという方がみえますけれど、この方もご主人をすでに亡くしてですね、松阪の病院のほうへ入院しております。電

話たまに入るんですが、バスはどうなっておるんですかというような話が絶えず聞かれるんですが、今、検討中なんですということしか言えないです。

ただ、このように住民の方が本当にバスを求めている姿といいますか、声といいますか、これについてはですね、当時ここにおられる方は全員、本当に目に焼きついておると思うんですが、16年災のあの大災害の10月1日から、紀伊長島町ではその試験運行がされましたね。そのあと5月末の災害でしたから1日から、最初の便に僕乗ったのは、僕と2人ぐらいだったと思うんですが、本当にあの大変な状況の中でね、試験走行の災害が大きなもんが爪跡残ったあとでも、1便につき4名の乗車率だったんで、一応、今後も検討していくということになりましたけれど、本当にこの問題は重要な施策であると私も認識しておりますので、町長の今後の、この具体化をですね、よろしく要求をしておいておきます。

2つ目になりますが、2つ目の2つ目になりますが、高齢者福祉事業としての安否確認も 兼ねた配食サービス、この問題で僕は聞きたいのは、僕もここ4、5日の間に業者の方にも 聞きました。実際に僕も今まで心配はしておったんですが、高齢者いろいろの配食サービス の味付けの問題、そういうことでやめられる方もおるし、亡くなってやめられる方、施設へ 入る方、そんなことで減少していくのは、これはもう必然的なことなんです。

ただ、町内の中にもまだまだ配食サービスを知らないという方も、お年寄りの中にはおられると思うんでですね、そういう意味で今、海山、長島区それぞれ数が出されておりますけれど、この数を見る限りね、どんどんどんどん少なくなっていったらこのサービスを受けられないことになってしまう。そういう意味でやっぱり民生委員を使ってでもですね、民生の方にお願いをして、ほんまにそういう知らしていく、サービスを受ける受けないは本人の自由ですが、知らない人については、困っている人については安否確認も含めて、こういうふうな事業をやってますということをですね、是非知らせていく、広報だけではなくてね、実際に声をかけて知らせていくという施策を、過去にも私提案をしておりますが、この数を減らさないようにしないとね、実際には消えてしまう、全然成り立たないということにもつながりますんで、決して経営のためではないですが、このサービス良い事業であるだけにですね、人数を減らさないという、その作業はですね、行政もほんまに力を入れていかないと、行政が力を入れていかないと、本当に一桁になってしまったら大変なことです。

すでにもう一桁のところもあるんですね。登録は15件、20件あったとしても、実際には6件とか、そういうような数字も出ております。そやでそういう意味では、町が行政のいろんな機能を使ってですね、この配食サービスというものを知らしていく、そういうことをこの

問題では聞きたかったわけです。ちなみにこの配食サービス、今、海山では実質23、長島区では27、この方たちが利用をされております。登録実数は長島では37ありますけど、27ということで、10人ほど減っておりますが、このようにこれがどこが、この配食サービスを受けてもらうことを啓蒙していくのか、知らしていくのかということは、大変な行政の役目だと思いますけれど、そこの点を町長に再度お聞きいたします。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

議員のおっしゃることはよく私もわかります。ですから、まだこの事業が町民の皆様に該当する方々に知られていない部分もあるかもしれません。ですから、できるだけわかっていただいてですね、特に民生委員の方々にお世話願ってですね、この事業の案内と。

それから重要なことは、安否確認が非常に大事ですね。ですから、この事業は存続させる べきであると私も同感でおります。

川端龍雄議長

中津畑正量君。

15番 中津畑正量議員

はい、それでは次に行きます。有害鳥獣対策、これについてはですね、これはもう議会になると必ず質疑の飛ぶ事業なんですね。なぜなら、実際にはサル、イノシシ、シカ、これらの獣害というのは、ほんまに拡大の一途なんですね。なかなか減らない。この柵をつくったりオリをつくったり、電柵に補助を出したり、そのことも大事ですけれども、実際にはもう猟友会の駆除を大幅に増やさないと、補正なんかでね度々頭数増やしている実態はありますけれど、思い切ったこの頭数の駆除をしていただく、頭数の予算を組まないといけないのかなって気がするんですが、町長のお考えを聞いていきます。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

頭数の予算といいますと、1頭しとめていくらということですか。

15番 中津畑正量議員

いやいや数、匹数です。

奥山始郎町長

数を調査することですか。

川端龍雄議長

中津畑正量君。

15番 中津畑正量議員

ちょっと質問のやり方がまずかったのか、駆除をするサルの頭数、それを駆除をしていただく、鉄砲で撃ってもらう頭数をやっぱり増やしていかないと、思い切って増やさないと、まあ満タンになったから、また補正で組むというような状態ですから、段々追っかけっこみたいに追いついていくような状態ですから、事前にもう少し頭数を増やすべきではないか、駆除の頭数を増やすべきじゃないかということです。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

そのような努力はやります。そして頭数を増やしていく、総数をですね。それも対応の1つかなと思っております。

川端龍雄議長

中津畑正量君。

15番 中津畑正量議員

それでは4番目に入ります。スポーツ振興、これは美し国でも随分選手の皆さん、町長も 最初に述べられたと思うんですが、健闘されてですね、5位入賞でしたね。前年度より確実 に上がっていく、町内のスポーツ団体も随分活発な動きをしている。

そこで、全国大会や東海大会に出る選手、優秀な選手が多くなったので、成績の良い団体が多くなったので39万 5,000円ですか、それを追加されてるというのもよくわかるんです。ただ僕は、聞きたいのは、団体と個人の間ですね、いくら団体が3万円といいましても、東海大会に行くのに3万円、全国大会だと3万 5,000円、この数字はほかの個人と違ってですね、例えば競技でいいますとミニバスとかソフトとか野球とかありますけれど、大体15人から20人近くになるわけです。それで1泊になったり全国大会やったら2泊になったりしているわけですが、この方たちの頭割りといったらおかしいですけど、実際にこの3万円の費用をですね、1回食事したら終わりに近いようなお金になってしまうわけです。

だけど、個人の場合は1人1万円というぐらいの補助になるわけです。これが決して高いとは思いませんし、もう少し上げるべきですが、少なくてもこの補助金の全国大会、東海大

会へ出かける選手の部分についてはですね、父兄が一生懸命に賛助金や寄付金、これは質疑にもありました。そのような予算といいますか、お金を協力いただいて選手を、紀北町の看板を背負ってですね、東海大会、全国大会へ行かれる選手の皆さんを、父兄の方や協賛する方が随分協力しているわけです。

にもかかわらず、この補助金の支払いの個人と団体との差、これはやっぱり少なくても並列に同じように並ぶように考えるべきではないか、この格差があまりにも大き過ぎるんではないか、そこの考えを町長の考えを聞いておきたい。それを直していただきたい。補助金の見直しというのは、そういう意味なんです。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

このことにつきましてですね、先般、教育長はじめ教育課長、生涯学習課長等との相談、 協議をいたしております。今後もよく議員がご指摘される格差ですね、団体と個人の出張の ですね、その辺をもう少し勉強してですね、皆様にご理解いただけるようなことに努力して まいりたいと思っております。

川端龍雄議長

中津畑正量君。

15番 中津畑正量議員

はい、この問題はですね、そういうOBの方が強力な支援をしてね、やっている団体も私も知っておりますし、いろんな協議の中身においてはですね、中体連やそういう組織の中でのね、運動されている方、しかし、団体は任意といいますか、そういう人たちがやっている。そういう分け隔でではなくて同列に考えて、紀北町の看板を背負っていく選手だと、全国大会、東海大会では、紀北町の選手だということでね、活躍するわけですから、この格差というのはやっぱりなくす、そういう立場で関係部局とも相談をしていただきたい。いかがですか、その辺。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

ご趣旨よく理解をしておりますので、その線についてよく協議をしていきます。

川端龍雄議長

中津畑正量君。

15番 中津畑正量議員

はい。それでは最後の項になりますが、合併協定書にある新町の事務所の位置、これについてはですね、本当に大変な作業だったと思います。当時、民間の人も入ってね。私、協議会だよりを持っておりますけれど、この立ち上げのときの写真の顔は、本当に厳しい顔をされておるんですね、4人とも。しかし、この協定書がなったときには、本当に皆さんやれやれというか、本当に頑張ったあとの爽快感といいますか、やっと協議合意できたということで、ニコニコと皆さん写真に載っておられます。

民間の方も協定書に印鑑を押しておりますけれど、この写真も載っておりますけれど、改めて何回か僕これを見直すと、この本庁舎の事務所の位置というのは、全町民に対する約束であるということではね、議会に相談するのはこれ当然のことでありますけれど、町長のリーダーシップとしてのね、その意気込みといいますか、そういうものが予算を見ても 100万円、土地鑑定の部分だということではね、僕はもっと積極的に、言うたら今年、町長、初代の町長として最後の年度になりますから、所信表明でもその責務というのは町長に、当然あるんではないかと、そこの町長の姿勢がですね、これはやっぱりこの協定書そのものを遵守していく、そういう立場で考えなくてはいけないんではないかと、あまりにも所信表明、最後の所信表明であるにもかかわらず、最後と言ったらあれですけど、任期の4年目のその当初予算には、所信表明にも出ていないというのは、いかがなもんかと私は思いますんで、町長の再度、思いというものを聞かせていただきたいと思います。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

この本庁舎移転というこの事業はですね、本町にとりましても非常に重要なことは認識を しております。私はこれを推進するという姿勢を持っております。しかも、このことについ ては、最終的には議会の議決は3分の2以上要ります。ですから、平和のうちにご理解を議 員の皆様にご理解を得て、この事業を推進していきたいと、そのように考えております。

ですから、当初予算で 100万円の予算要求しかなかったけれども、その全協でも申し上げたと思いますけれども、今後、全協等で意見交換、それからお互いの理解を高めながら、補正予算で間に合う、21年度の事業として間に合う時期にですね、補正予算の要求をさせていただきたいと考えています。

川端龍雄議長

中津畑正量君。

15番 中津畑正量議員

はい、町長の姿勢よくわかりました。しかし、僕は所信表明という限り、大事な、町長が 今言葉で言われましたけれど、大事なこの約束事だということであればね、当然、そういう 所信表明の一端にも載せるべきだと、しかも、これは議会にですね、議場にも特にいろいろ お願いをしてですね、議会に本当に細かいことから逐一、できるだけ精力的に提案し、説明 していくのは町長しかいないわけです。

そういう意味では、町長の今後の今言われた答弁の中にもありましたが、議員の皆さん、議会の皆さんに説明をしていきたいということですから、是非、この言うたら11月まで、1年ないんですから、そういう意味で是非積極的にですね、議会にもご説明を願ってですね、この事務所の位置、本当に円満のうちに解決を図る。そういう方向が本当に最も正しい道だと私も思いますんでですね、全町民に対する約束、このことは頭に離れずにですね、合併協議会でいろんな苦労をされた民間の方も含めて、これは本当に大事な約束だという認識を新たにしてでも、議会に対して説明を願い、できるだけスムーズにこの本町の事務所の位置についてはですね、実行していただきたい。再度、確認の意味で町長の姿勢を問いただして、私の質問を終わります。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

この事業がですね、全議員にご理解をいただき、平和のうちに全町民にも理解を求めてで すね、実施して遂行したいと思っておりますので、よろしくお願いします。以上です。

川端龍雄議長

以上で、中津畑正量君の質問を終わります。

川端龍雄議長

奥村武生君の質問は再開後行うこととし、ここで11時15分まで休憩いたします。

(午前 11時 02分)

川端龍雄議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 11時 15分)

川端龍雄議長

19番 奥村武生君の発言を許します。

19番 奥村武生議員

奥村でございます。議長の許可を得ましたので、一般質問に入らせていただきます。 いつもまわりくどいのですが、今回は簡潔に行いたいと思います。

1番、赤羽寮の民営化について、テレビ等でご存じだと思いますが、全国の各地でですね、 憲法25条にある人間らしい生活を保障するという観点に立ったときに、多々多くの問題が生 じておりますけども、その辺については町長はご存じでしょうか、掌握しているかというこ と。

それから、同じくこの問題に関して、生じたときにですね、現場へ立ち入って行政指導するのはどこであるかということを、質問いたします。

2番、住民サイドの身近な問題について、町長は昨年の3月7日においてですね、町長は 生活に密着した工事は非常に重要だと考えておりますと、答えております。この姿勢は今現 在でもぶれていないでしょうか。

3番目、引本のごみ処理について、昨年、環境課にお願いしてですね、チラシをたくさん つくってもらって、私も5月の連休のときに撒いた経緯があり、なおかつその看板も2千い くらで3つつくってもらって、張り付けてもらったわけですけども、相変わらず現状のまま であるわけですけども、ごみに対してどういう認識を持っているのか、今後どのように考え てやっていくのかということについて、お聞きしたいということ。

その他、低気圧が来るとですね、白石湖やその引本湾、矢口湾にごみが堆積するわけですけども、その清掃に関してどのようにお考えになっているか、どのようにやっているのかと

いうことですね。

それから4番目の小山山側線については、16年秋と20年秋の大雨がついたときのレベルを お知らせ願いたい。

5番目については、財政が厳しいと言っておきながら、費用対効果の小さい事業に予算を付けていると思うんですよ。本当に財政が厳しいのであれば、必要な事業のみ予算化すべきでないかと考えて、今まで随分質問してきましたけども、再度どう考えているか、お聞きしたい。

調査の環境についてですね、労働安全衛生法の目的がですね、遵守をされているのかどうかについて、町長の見識をお聞きします。

あとは、自席にて質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

奥村議員のご質問にお答えいたします。

施設における、老人ホームにおける人権のことをご指摘を受けましたけれども、憲法では25条ですね。すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有するということでありまして、その議員がご指摘いただいた、その指摘を福祉事業では基本的にやるべきであると思っておりますし、それから、もし、虐待等の問題が発生したときには、どこが介入して指導するのかということでございますが、それは経営の主体がしなきゃいけないと思いますし、もっと高いところへいけばですね、上位の県等のご指導を仰ぎながら、適正に対応しなきゃいけないと考えております。

次に、住民サイドの身近な要求について、昨年3月身近な要求は必要と認識していると言われたが、どう予算化されているのかのご質問でございますけれども、議員ご提案の要望箇所につきましては担当課に調査させ、町で実施しなければならない箇所、また県等に要望しなければならない箇所等を検討させていただいております。

その中で、町には町内各区、自治会からたくさんのご要望をいただいておりまして、限られた予算の中で緊急性の高いものや、施策に必要な事業の予算化を重点的に図ってまいっております。したがいまして、今回議員からのご要望いただいた箇所につきましても、自治会ともご相談させていただきながら、事業を実施してまいりたいと考えております。

次に、引本湾のごみ処理についてでありますが、引本港につきましては、管理者は三重県

尾鷲建設事務所でございますが、年度ごとに三重県と紀北町の港湾施設に係る清掃業務委託 契約を締結しております。

これにより湾内の浮遊ごみ、施設内の除草、公園樹木の剪定等について、港湾施設の機能に支障をきたすことのないように、紀北町において港湾施設の清掃業務を実施しております。 特に、大雨、洪水後の流木等の浮遊ごみ処理については、迅速な処理を求められることから、海山漁協にもご協力をいただき、対応しているところでございます。

議員のご指摘につきましては、貴重なご意見として承り、今後の引本港の清掃業務に生か していきたいと考えておりますので、ご理解、ご支援をいただきますよう、お願い申し上げ ます。

次に、平成16年と平成20年の洪水時の町道小山山側線の被災水位についてのご質問にお答えします。平成16年9月の台風21号の際には、小山山側線の最も路面が低い箇所では、大人のひざ程度、約0.4m(40cm)まで冠水しました。この箇所は標高が約3.9mでございます。また銚子川沿いの町道小山里の内線の最も路面が低い箇所では、大人の胸程度、約1.1mまで冠水しました。この箇所は標高が約3.2mでございます。

このことから、銚子川の洪水や山からの出水による被災水位は約 4.3mと推測されます。 現在着手している小山山側線道路改良事業では、道路の冠水を防止するため、この被災水位 を基準に道路計画を行っております。

なお、昨年9月の台風13号の際には、幸いにも路面が冠水するような事態には至りませんでした。

次に、本年度の予算編成におきましては、所信表明で申し上げましたとおりであり、町税などの自主財源が少なく、地方交付税などの依存財源に頼るところが多い、厳しい財政状況の中ではありますが、4つの考え方を基本といたしまして、紀北町の第1次総合計画の5つの基本構想に基づき、予算編成を行ったところであります。

本年度は、住民の安全・安心対策として、東海地震などの大地震や津波の襲来に備えた、 津波避難路等の整備を、また児童・生徒の安全を考え、相賀小学校の改築事業や学校施設の 耐震化に向けた事業に、重点的に予算措置させていただいたところであります。

限られた予算の中ではありますが、住民の皆様からのご要望にも配慮しながら、最小の経費で最大の効果があげられるよう、地方自治の基本的な考え方であります住民の福祉の増進を図ることを念頭におき、予算編成を行った次第であります。

なお、合併した当町にとりましては、健全な財政運営を行ううえで、行財政改革を進めて

いくことも大事な部分であります。議員の皆様、住民の方々、また関係者の皆様にもご理解 いただいたうえで、進めなけばならないものもあり、直ちに具体化できるものばかりではあ りませんが、皆様と相談しながら進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解 をお願いいたします。

次に、庁舎の職場環境についてでありますが、職員にとって職場は生活時間の3分の1を過ごす生活の場であると認識しております。労働安全衛生法ではですね、平成4年5月の改正により、同法第71条の2において、事業者は、快適な職場環境を形成するよう努めなければならないと規定され、同法第71条の3に基づき同年7月、厚生労働大臣から、事業者が講ずべき快適な職場環境の形成のための措置に関する指針が公表されております。

その指針におきましても、仕事による疲労やストレスを感じることの少ない、働きやすい 職場づくりを安全衛生管理活動の一環として位置づけております。

しかしながら、紀北町におきましては、現在、本庁のこの庁舎と別館だけでも約80人、町 民センターや老人福祉センターを含めますと約 140人ほどの職員が勤務し、会議室等も不足 している状況では、合併時に新たに大きな休憩施設を設けることができなかったことから、 旧海山町の別館1階の厚生室、約57㎡をそのまま使用しており、一部職員については昼食時 も利用しております。

そのような状況でありますが、快適な職場環境の形成を促進し職場の快適性を高めるということは、労働意欲の向上、健康障害の防止が期待できるだけではなく、職場の活性化に対してもよい影響を与えるものであるとともに、行政を運営していくうえにおいても、大変重要なことでありますので、今後、よりよい庁舎のあり方を検討していく中で、議員の皆様にもご相談させていただきながら、職員の厚生施設についても、十分配慮してまいりたいと考えております。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

奥村武生君。

19番 奥村武生議員

海上のごみの木屑が、そのどういう影響を与えているかということについて、おわかりでしたら、海上のごみの木屑がね、どういう影響を与えるか、船とかそういうものについて、それを檀上で質問したんですけども、知らなかったら環境課長でも結構ですので、お答え願います。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

大雨等の場合にはですね、引本湾いっぱいに木屑等が張り付いておりましてですね、漁船 の航行、あるいはその湾内の漁業作業等に、大変な支障をきたします。その結果、この木屑 等を速やかにこれを除去しなければいけないと、そのように思っております。

川端龍雄議長

奥村武生君。

19番 奥村武生議員

もう1つ議事進行があります。どのような清掃の仕方をしているか、例えば長島のようにですね網で、長島の場合は網で浮いた材木を網で漁業組合の皆さんがやってきてくれて、それでそれを土木業者がクレーンで釣り上げて清掃するというような、長島はそういうふうにとっておりますけども、海山の場合はどうされてます。これご存じのはずですけど、担当課長は。そういうことも質問したんですけども、議事進行でお願いします。

川端龍雄議長

答えているそうです。質問してください。

奥村武生君。

19番 奥村武生議員

それではですね、当初申し上げたその施設でですね、特別養護老人ホーム及び養護老人ホームで起っていることについて、私の経験をお話しますので、これからおくみ取りいただければいいのではないかと思います。

私の母親はですね、平成2年から3年にかけて、多発性の脳梗塞で尾鷲病院に入院し、その中において尾鷲病院の当時の若いですね、三重大からおみえになった医師の医療過誤によってですね転倒し、頸部大腿部複雑骨折という重傷を負ったわけです。そのために、もう自宅ではとてもできない状況になって、それで老人ホーム、あるいは老人保健施設を点々としたわけですけども、その中で、どれだけ私も母親もですね悲しい思いをしたかわかりません。その1つについてはですね、当時は県のほうで入所を決定したわけですけども、入所しなさい、させなさいということを、その赤羽の、その前にまず言っておきたいのは、誤解を招くと悪いので、赤羽の老人ホームの寮母の皆さん、あるいはみやま園の寮母の皆さんには随分お世話になりました。改めてこの場でお礼を申し上げておきます。しかし、指摘は指摘と

して、また別の問題ですので、そのように申し上げました。

それで、平成3年の9月にですね、藤田保健衛生大学七栗サナトリウムの当時の日本第一 人者のリハビリ士の教授のドイ教授のもとでリハビリをしたあと、その入所するところが詰 まっているんですねと言われて、それで赤羽の老人ホームに入ることになった。

ところが、当時の寮長、さきほど聞きましたら何か野呂さんとかおっしゃっていましたけども、野呂氏とか、あるいはその当時の大内町長はですね、がんとしてこれを入れようとしなかった。それで県の指導を私は県へ何回も行きましたけども、県が言うのは入れるべきだということのみでですね、寮長が判を押さないからどうにもならんということで、半年間空転したままだったわけですよ。その間、私は1万から2万円のですね、お金を払ってそれで自宅で病院も車を頼んでですね、尾鷲病院へ行ってやってきたわけです。

その間、費用というのは6ヵ月掛ける、大体1万5,000円ですから、すごい料になったことは間違いないわけです。それでその間、その長島のその町長へ直接電話が通じんもんですから、総務におる女性の職員の皆さんにきついことを言って申し訳ないことしたと思っているんですけども、非常にその当時の大内町長及び寮長のやり方はですね、非人道的であったとこの場で申し上げておきます。

本来ならば、損害賠償起こすところですけども、私の母親は老人ホームへという問題があるもんですから、それは行うことができなかったし、当時、私も法律に詳しくなかったもんですから実行しませんでしたけども、それで家におるときに、当然その家政婦の方はですね、正月に、年末年始に家に帰りたいと言い出して、その間、どうにもしてくれる人がいないからという形で、そしたら尾鷲の民営のホームへということになって、それで役場の車を出してもらって運びましたけども、ところがそのときに、打ち合わせに行ったときに、その当時の職員がですね、ちょっと隠しておけばいいことを、ちょっとチラッと、いわゆる赤羽に決まっておるのに赤羽に入れないもんですからとうことを言ったもんですから、そしたら1日いただけでですね、即時退去命令ですよ。当時の施設長の、尾鷲の。

これについても県は何ひとつ、長島もなにひとつ、海山も何ひとつしようとしなかった。 最終的にはその県民局のナンバー2の人が寮長呼び出してですね、入れるのか入れんのかと 詰めたら、入れますと言って判を押したと、そんな実態がついておった。その中に、あるい はその一貫して私が主張してきたのは、私もそういう問題があったもんで、桑名のですか、 小山田病院へ行って1日おってですね、つぶさにその介護はどうあるべきかということ、つ ぶさに見ました。 その当時からも小山田は愛知医大の神経内科の指導を受けてですね、徹底したその介護を 実施していたわけです。そのときは最終的には朝日新聞に載りましたけども、愛知医大の神 経内科が指導したのは、トイレに行きたいと思ったときに、尿意をもよおしたときについて は、トイレへ連れていきなさいと、そのことがボケの防止になるんだとかいうことも言いま した。

それで、私はそのことについても徹底して要望してきたつもりですけども、民営のところでですね、最後までそのことはさせていただけなかった。あるいは県の、その県会議員に直接電話してですね、ご指導いただいたこともありますけども、何しろ県は実態を1年に1回、実態に入る、調査に入るだけですから、とても指導ということにはいかなかった。

そういうことを考えるときにね、私は民営ならですね、議員もおるし、町会議員というのはおるわけですから、そのことについて町営なら公立なら立ち入って、改善を指導することができると思うんですけども、民営なら一切こういうことはできません。県へ言ってもなかなかこれは、今度入っている人がいじめられるという問題が出てきましてですね、なかなかできないわけです。

そういう点では、人間としての人間らしい憲法で保障された生活をするにはですね、民営も結構ですけども、最後の人間のセーフティネットとしてですね、公営は私は必要だと思うんですけども、町長はこの点についてご理解いただけるでしょうか、今のことについていかがですか。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

議員のご母堂様のですね、介護、あるいは骨折等についてのご記憶は、よく私も理解というか、思いますけれども、それは1つ個人の場合として受け止め、それが公営である赤羽寮に6ヵ月ぐらいですか、入れていただけなかったという事実もよくわかりました。

しかしながら、それがあなたの義憤を発するところでしょうけれども、社会と時代が相当変わってまいりました関係で、前者議員に対してもご説明はいたしておりますけれども、より入所者に対して快適な生活がしていただけるような、老朽化した施設ではなく、近代的な施設を提供すべきじゃないか。しかも耐震もきちっとできた安全、それからいろんな対応ができる安心の医療、生活ができるようにという考えのもとですね、この赤羽寮の民営化が出てきたわけで、もう1つはその財政上ですね、この当町の財政状況の中で、新しい寮をつく

っていくことは大変難しい。もう少しあとになってきたら、財政状況よくなってきたら、また可能性が多くなると思いますけれども、現在のところ大変難しい。

で、世の中はどんどん厳しい状態に向かっている方向性も認識しながら、この赤羽寮の民 営化という考え方が浮かんだわけであります。ご理解をいただきたいと思います。

川端龍雄議長

奥村武生君。

19番 奥村武生議員

心にとめていただければいいですけども、その人権の問題が起こったときにね、民営であればですね、なかなか県の指導、県まで行って実情話して、県のその担当官を現地に派遣しないと、なかなか是正ができないということを、私は申し上げたわけです。だから、公営も民営も結構ですけども、公営は必要であるということを私は言っておる。

それからですね、財政問題出てますけども、これは今までの無駄な費用対の少ない土建工事を節約してですね、やれば状況は私は違ってきたと思いますよ。それでまさに地方分権の時代にあってですね、地方に何が必要かと考えたときに、町として公有の施設が必要だと判断するならばですね、これは県ともその交付税1人330万円ですか、だから50人おれば1億5,000万円しかならないわけですけども、こんなことでは困るんだと、地方からこれは反乱を起こすべき筋合いのものだと思うんです。いかがですか、その点。

私は強力に交渉すべきやと思いますよ。地方分権の時代にあって、こういう上からの押し付けでは困るんではないかと、これでは駄目じゃないかと私は言ってほしいですね。自民党政府で変わらないですけども、間もなく変わるはずです。こういう行動を起こしていただきたいと思うんですが、いかがですか、町長。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

議員もよくわかっておられると思うけれども、この国は相変わらず中央集権が、国の制度、になってますよね。それで国があり、県があり、市町村があるという、そういう仕組みでありまして、なかなか直接国のほうへ要望して、それがすぐに反応してくるというわけにはいかないんです。

しかしながら、今それを分権時代に突入することによってですね、やわらげようとしておりますんで、当面、県のほうにも要望をしてまいりたいと思っております。

川端龍雄議長

奥村武生君。

19番 奥村武生議員

最後にですね、回答は要りませんけれども、例えば赤羽中をですね、使うということも選択肢の1つじゃないかということを申し上げておきます。

それから2番目、住民サイドの身近な要求についてですね、いくつか気になる点もありましたけども、先週ですね、引本の祭りのときに北町のところの側溝の不備があったわけですよ。そして瑕疵責任を問えるかどうかについては、非常にまあ難しい判断を迫られるわけですけども、どっちみち子どもが転落、押し合いになって転落して前歯を折ったと、そして当然のごとく、私のところへ、これは私は区とはまた別にですね、住民の皆さんが選挙で選んだという引本の区民の皆さんの考えがありますから、やっぱりすぐ私のとこへ来るわけです。言ってきます。

いまだにこのことについてですね、前歯まで折っていて怪我をして、尾鷲病院まで運んでいるのにですね、なおかつ、その転落した場所は放置をされているし、それで昨日の時点でも、役場からその怪我したところの親御さんのところへ、謝罪云々は別にしてですね、行ったのかと言ったら行ってない。こういうことがね、私、前にも申し上げましたように、行政と住民のものすごい乖離の1つの現われだと思うんですよ。

あるいは、前に申しましたけど、その北町の変則的な坂になっておるところで、何回も転んだ人もおるし、それで尾鷲病院へ行ってCTをとったということも聞いております。やに聞いております。

あるいは、長浜のその急なカーブがありましてですね、そこで矢口方面から来るような車が全く見えないんですよ、行ってみると。そこもカーブミラーなんかも必要なんですよ。あるいはその他いろいろありますけども、この問題についても私の経験を1つ申し上げますと、認識を深めていただくためにね。何が問題であって、何がしなくちゃならないのかということを、ここの区の役員もですね、議員の出身の、地区の出身の議員の皆さんもこれは考えてもらわなあかん。役場の人でも皆さんが言っているのは、自分とこで住んでおるところの町の悪いところぐらい、役場の職員はわかるやろと、だったらなぜ直そうとしないのかということが、今、湧きあがっている声がね。区の役員も、役場の職員も、議員もこれは責任があると思うんですよ。もし怪我が起こった場合にね。

平成元年1月28日、私は相賀のハガキを配達してましてですね、それで昔のプールの横の

教員住宅へ行った。配達したわけです。それでその当時、全戸配布のハガキが出たもんですから、全戸配布ですごい量だったんですよ。それで急いでいたことは事実です。ところが、その教員住宅から町道へ出てくるところの路地の側溝が歪んでいたわけですよ。なぜ歪んでいたかというと、その奥に入っておる学校の先生が、その側溝の上を通るもんですから、側溝がこういうふうになっていたと、そして近くの人は危ないと思って、その上に自分らで鉄板を置いたと、ところが学校の先生は帰ってくるのは夜11時とか12時が多いもんですから、近くの人に迷惑を、ガシャン、ガシャンというふうに迷惑がかかると思って、その鉄板を外したと、それでその中の側溝の蓋が外れておるとこへ、私が踏み込んだ。

そしてその結果、どのような状況が起こったんですか。右足関節脛距じん帯損傷という重症を負ったわけですよ。それでこれは長年裁判がずっと今の今まで続いてましたけども、国を相手にね。1つのちょっとしたことの配慮がですね、こういかに、だからおわかりいただきたいのは、小さなことを大事にしてもらわないとあかんということを、私は私の問題を通して今話しておるわけです。

その結果、私は選手生命も奪われたですね。マラソンなんか走ることができないような状況になってしまいましたけども、これは1つの例なんですけどね。あるいは長浜についてもですね、かつて前にも申し上げましたけども、長浜の中央を流れる川の人家が少ないけども、軽自動車が川へ転落した、2回も転落したところも放置されているわけですよ。これも前からずっと出しているそうです。

あるいは去年の秋か一昨年の秋か知りませんけども、その山からの水がついてきてですね、 便所が全部スポッと浸かったと、だからそのときに役場の方にですね、こういう状態がある から、横断溝ほしいと言っても、これもいまだに放置されています。

こういうふうなことは、私は再三再四申し上げてきたつもりですけども、ところが予算の中ではですね、町内道路一円工事 300万円ですね。あるいは町内一円道路舗装工事 300万円、町内一円排水側溝工事 200万円、これだけで、ただわずかこれだけじゃないですか。あんだけやかましい言ってもこれだけの予算しかとってないじゃないですか。こんな馬鹿なことあるんですか。その緊急性を要しない要望も区からたくさんあると思うんですよ。 250いくつあると言った。しかし、その中から精査をしてですね、危険な工事や、救急性を要する危険を伴う工事は、すぐにやってもらわな困るんですよ。

そういうことは再三再四申し上げているのに、わずかですね、この町内河川改修工事はまた別にしてですね、700万円の。入れたって 1,500万円でしょう、これ。河川改修しか使え

ないとすると、道路工事だけでですね、わずか 500万円、 600万円、 800万円じゃないですか。

だから、町長は去年、身近な工事は認識していると言われたわけですけども、全然これ予算化してないじゃないですか。その辺は今後、3次補正、次の補正とかああいうことで、やっていただかないと困るんですけど、町長のお考えはどうですか。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

身近な要求は必要であると認識しているのは、これは全町にわたってですね、その町民が、住んでおられるんでですね、そのところどころにいろんな課題が発生してきます。それに今、議員が言うたように小さなことでも対応していく、その緊急性の判断の仕方ですよね。いろいろご不満があろうかと思いますけれども、時間は少しズレるかもしれませんけれども、努力してまいります。よろしくお願いします。

川端龍雄議長

奥村武生君。

19番 奥村武生議員

追及はいたしませんけども、例えば小山山側線についたってですね、茂原前山線についたって、そんなに緊急性のあるものじゃないんですよ。小山山側線についてはですね、その特に申し上げますけども。あるいはその長浜の例えばですね、今回、引本の昨日一昨日電話が私の家へきたと、それで山からこんな石が落ってきたじゃないかと、もう猛烈な抗議をもらいましたけども、私も住民の皆さんには言いたいこともありますけども、できるだけのことをして、400万円のその県からの交渉して、県からの工事をトータル750万円回してやっても、そういうことまで言われて、反面あんまり頭にきてもおるわけですけども、こういうふうなですね、前からこれは言っておるわけですよ。去年の秋から私がですね、危険だからと思うからこそさね、土建の責任者の方にこういう現場へ入ってもらって、本当はお金を払わないかんのだけども、こういう二重の柵をしないと、町長さんもクリーンクリーンデーのときに来て見ていただいたところですね、私は自分の町のことをよく知っているから、何かがあったら非常に、町も県も困るよと、だからこういうもう最終的には、その去年の春にですね、親しい土建の親方に頼んで、現地へ入ってもらって、こういう設計図も足場の悪いとこまで行ってくれて、こういう設計図もつくって町にわたしているし、県にもわたしているわ

けですよ。

こういうことがきちっとされていればですね、先日のような山から石が落ちてくるようなことなかったわけですよ。ところが町の対応というのはですね、起これば治山は県だからと言って、皆県に任せてきた。皆県に、県はしないと言ったら、そしたらどうするんですか、これは。町長が行って直談判をするなりですね、あるいは県でできなかったら、わずか70万円の工事なんですよ。こういうことをすべきじゃないかと思うんですが、打開をしなくちゃいかんと思うんですよ。町長いかがですか、ほかにもあるんですよ、まだ2、3箇所。緊急性を要する治山の工事あります。こういうことについて、打開をしてもらわなくちゃ困るんですよ。この回答をください。どうするのか、こういう問題については。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

議員おっしゃるように、治山はですね県でやっていただくのが筋なんですが、県のほうも、大変いろんな課題を抱えておって、すぐにはやっていただけないと、そういう場合もあろうかと思います。続けて要望をしていってですね、町がどこまでやったらいいのか、やるべきなのか、よく担当課とも協議します。

川端龍雄議長

奥村武生君。

19番 奥村武生議員

県へいってですね、それで県がやるのか、町がやるのか、それでやらなければどのような 打開策を講じるのか、その県と相談していただきたいと思うんですけど、いかがですか。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

そのことは担当課を通して、常に県と相談、協議をしておるわけで、今後も続けてまいります。

川端龍雄議長

奥村武生君。

19番 奥村武生議員

それから、次にごみの処理についてまいりたいと思います。

ごみ処理について、その認識を私は、町長の認識を問うたのはですね、非常に重要な問題を含んでいるということなんですよ。漁業の環境を保全しようと思えば、もう本当は浚渫工事をしなくちゃなりません。しかし、これは莫大な費用がかかります。

しかし、最近思ったのはですね、思ったのは組合長さんなり、いろんな人の意見を伺う中で感じたのは、国が土木工事等に高速なんかに金を使ってですね、あるいは大企業優先に予算を使って、医療費やこういう 1 次産業に全くほとんど金を使わないというところが事実なんですよ。しかしながら、これは展開していくために、私は先日、民主党の県大会において、代議員としてですね、この問題を15分間、岡田克也氏を前においてですね発言しました。

それで拍手もいただきました。それである県会議員からですね、感動したというお話もいただきました。私はこの問題は徹底して追及するつもりでおりますけども、地場産業のためにですね、漁業のために。

他方、町ではですね、ごみを流さないような徹底した対策を取ってもらいたいわけですよ。 それでこの川の土砂でもそうなんですけども、海岸には敷石というのがあるわけですよ。それでごみを捨てたり土砂が流れてくるとですね、この敷石の、めが埋まってですね、そこに魚が住み着かなくなるわけですよ。きわめてこれは重大な問題を含んでます、漁業については。

それから、漁業資源についてはかなりダメージを与えることは事実なんですよ。だから大がかりな工事の費用は県から通して国へ要望するとともにですね、市町でできることは徹底してそのごみの管理をしてですね、海や川を汚さないようしていただきたいと思うわけですよ。それについてどうお考えかということ、今後どういう対策をとっていくのか、お聞きします。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

大雨等の場合にはですね、引本湾にいっぱいごみが溜まる。それの大きな要因としては、 間伐材等があんまり処理されてないということも1つだと思いますが、それぞれいっぱい要 因があるんですけども、林政の問題ですが、町レベルでそこまでできるんかどうか、町とし ては努力はしますけども、県、国のほうにもこれは届いております。この現状をですね。そ の辺で続けて対策を講じていただけるように、お願いしたいと思います。

それから、お言葉ですけれども、この高速道路が今どんどん進捗しておりますですね。こ

れについては大変地方にとって、東紀州にとって、あるいは県の大きな裏負担もこれ決定されておりますんで、私としては有り難いなと思っておるところです。以上です。

川端龍雄議長

奥村武生君。

19番 奥村武生議員

議事進行です。ちょっと町長の答弁、ちょっと認識が違っているところあるんです。

議事進行です。低気圧でどうのこうじゃなしに日常、先回も話しましたけども、ごみの投棄、生ごみの投棄とかですね、あるいはコーヒーの缶を海に捨てるとか、川へ捨てるとかですね、あるいは釣り人が来てごみは放り放題放るとか、そういう問題について、今後どうしていくんかということを、今、私はその質問の中にあるわけです。

川端龍雄議長

そのように質問してください。

奥山町長。

奥山始郎町長

そのようなごみ不法投棄だとか、いろんなごみの投棄については、今後、監視もいたしますけども、看板等を設置してですね、啓発をしていくのが町の対応であります。

川端龍雄議長

奥村武生君。

19番 奥村武生議員

非常にあれですけど、不本意ですけど、今どうのこうの言う問題ではないんです。次に質問いたしますけど。

それから、サーチライト及びごみの処理の船を要望しましたけども、なぜ実現しなかった んですか。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

サーチライトのことは承っておりましたけれども、その辺の事情について担当課長に答え させます。

川端龍雄議長

紀平副町長。

紀平勉副町長

すみません。じゃ私お答えさせていただきます。

今回、引本湾の清掃業務にあたりまして、船を1そう、備品ですか、町のほうで建設して ほしいと、それとサーチライトですね、その暗闇でもこうごみが探せるようなサーチライト がほしいというような、担当課から要望がありました。

今回、なぜそれが予算実現しなかったかというお話なんですけども、予算というのはいろいろほかにもいろいろ優先順位を付けて、付けさせていただくという中で、これが外れたというのが1つ。

それからもう1つですね、引本湾の港湾管理につきましては、一応、あそこは県管理港湾になっておりましてですね、主体は県ということでございまして、一応、県のほうが主体に港湾の清掃をしていただくという、実施主体になっておりますので、そういった意味からも県のほうにお願いをしていくということで、町が事業主体にはなるということはいかがなものかということで、今回、その予算、2つの予算については見送らさせていただいた経緯がございます。

川端龍雄議長

奥村武生君。

19番 奥村武生議員

サーチライトについてはですね、さまざまな角度から必要なんですよ。というのは、今も前のうちの区長の浜田さんのその妙案によってですね、もう夜中も閉めてます、すべて。閉め切った結果、さまざまな問題また出てきておるわけですよ。閉め切ったらその岩壁が広いもんですから、そこで何か起こるかわからんじゃないかとかいう問題も出てきておるわけですよ。

あるいは密猟の問題もあります、これは。あるいは漁業組合長においでを願って、町長さんとお話してもらったこともあるようですね、これは緊急時にその漁業組合の屋上からサーチライトを照らせばですね、わずか10万円のものですけども、いろんな形で、そのごみの投棄も防げるしですね、あるいは台風が来て危険な場所も照明も当たることができるし、あるいは東南海地震、津波はですね、もう30年と言っておったけど、12年あとに迫っておるという話もあります。そういう中でどうしても夜中閉め切っておくほうがいいわけですよ。

そのための矛盾を解決するためにも、サーチライトが必要ですので、是非、県へ強くごみ の船とともにですね、引本はごみの船がないとごみの収集はできません。そのことについて 強く県へ要望していただきたいと思うんですが、いかがですか。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

今、副町長答えたようにですね、船のことも承っておりますけれども、そのことは県としてはどのような判断をされるか、わかりませんけれども、実情を県のほうへ伝えて要望してまいります。

川端龍雄議長

奥村武生君。

19番 奥村武生議員

最後、あと2つぐらいになりましたけども、さきほど言いましたですね、地方自治法からいえば、地方は福祉、福祉というのは広い意味の福祉ですけども、というふうな解釈からすればですね、費用対の大きいところから工事を進めていくのが本当なんですよ。

ところが、今は費用対の少ないところ、実力者とかいうような圧力に屈したかどうかは知りませんけども、工事のための工事がどんどんどんどん進んでいるというふうに、私は解釈しているわけですよ。

だから、この問題についてもですね、町長のそのごみに対する取り組みも私は非常に、財政に対する取り組みはある面では切れた糸の凧のようなあっち行ったり、こっちへ行ったり一貫性がないというふうに考えているわけですけども、引本についても今まで言うたような、前も申し上げましたように、引本側面を流れる川についてはですね、これは小山山側線以上に重要なあれなんですよ。もう敷石がとれて船が大きくなって船底がつかえる。白石湖の船がどんどんどん通る。あれ台風で16年秋の台風でですね、壊れたとこもきわめて当時の町長及び町会議員の責任ですけども放置されている。全く外海へ出ていけないわけですから、河口からね。

だから、その側面の川の工事というのは非常に重要なわけですよ。だからそういう私は費用対効果の大きいところからやっていただきたいと思いますし、それで財政問題でなしにですね、奨学金の問題とか、奨学金も増やさないというふうに回答がありましたけども、奨学金の問題とかですね、あるいはその一人親の医療費の問題だって、学校へ上がるまでじゃなしに、これは少なくとも小学校卒業するまでとか、あるいは社会人になるまで延長すべきであるし、乳がんの問題についてもこの前申しました。財政を有効に使っていただきたいと思

うんですよ。

工事、土木工事等については費用対の大きいところから、それで身近な問題をそこへ財政 を振り当てるとか、あるいはその地域の住民が本当に願っている子どもを育てるための支援 事業とか、あるいは弱者への救済とか。

川端龍雄議長

奥村議員、時間が終わりましたので、締めくくってください。

19番 奥村武生議員

それについて、最後にその財政の出動について、町長のお考え、今言ったことについて、 財政の出動のあり方について、町長の考え方をお聞きして終わります。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

いっぱい事業が紀北町も、まだ残されておりますし、また今後も発生してくると思います。 必要性、緊急性、それから有効性等を考えてですね、しっかりと内部議論をして、税の有効 活用をしてまいりたいと思っております。以上です。

川端龍雄議長

これで奥村生君の質問を終わります。

川端龍雄議長

お諮りします。

本日の会議はこれで散会いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで散会することに決定しました。

なお、松永征也君ほか3名の質問者については、23日の午前9時30分からの日程といたします。

本日はこれで散会いたします。どうもご苦労さんでした。

(午後 0時 06分)

地方自治法第 123条第 2項の規定により下記に署名する。

平成 21年 6月 9日

紀北町議会議長 川端龍雄

紀北町議会議員 島本昌幸

紀北町議会議員 中本 衛